

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月20日

【会社名】 株式会社構造計画研究所

【英訳名】 KOZO KEIKAKU ENGINEERING Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服部 正太

【本店の所在の場所】 東京都中野区本町四丁目38番13号  
日本ホルスタイン会館内

【電話番号】 (03)5342-1100（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 湯口 達夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区本町四丁目38番13号  
日本ホルスタイン会館内

【電話番号】 (03)5342-1100（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 湯口 達夫

【縦覧に供する場所】 株式会社構造計画研究所 大阪支社  
(大阪市中央区淡路町三丁目6番3号 御堂筋MTRビル5階)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年9月15日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年9月15日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）11名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）として、服部正太、阿部誠允、澤飯明広、渡邊太門、山岡和馬、湯口達夫、水野哲博、荒木秀朗、木村香代子、郭献群および本荘修二を選任するものであります。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、黒木弘聖、樋口哲朗および中込秀樹を選任するものであります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の額決定の件

経済情勢等諸般の事情を考慮して、取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の額を、年額250,000千円以内（うち社外取締役40,000千円以内）と定めるものであります。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額40,000千円以内と定めるものであります。

#### 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、根本博史を選任するものであります。

#### 第7号議案 取締役および執行役員に対する株式報酬等の額および内容の決定の件

取締役（社外取締役を除く）および当社と委任契約を締結している執行役員に対する株式報酬制度の導入を行うものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	32,453	81	0	(注)1	可決 99.47
第2号議案 取締役（監査等委員 である者を除く）11 名選任の件					
服部 正太	32,452	82	0		可決 99.47
阿部 誠允	32,431	103	0		可決 99.40
澤飯 明広	32,455	79	0		可決 99.48
渡邊 太門	32,450	84	0		可決 99.46
山岡 和馬	32,446	88	0	(注)2	可決 99.45
湯口 達夫	32,455	79	0		可決 99.48

水野 哲博	32,455	79	0		可決 99.48
荒木 秀朗	32,455	79	0		可決 99.48
木村 香代子	32,455	79	0		可決 99.48
郭 献群	32,454	80	0		可決 99.47
本荘 修二	32,439	95	0		可決 99.43
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
黒木 弘聖	32,401	133	0	(注)2	可決 99.31
樋口 哲朗	32,401	133	0		可決 99.31
中込 秀樹	32,381	153	0		可決 99.25
第4号議案 取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等の額決定の件	32,349	185	0	(注)2	可決 99.15
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	32,386	148	0	(注)2	可決 99.26
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	32,420	114	0	(注)2	可決 99.37
第7号議案 取締役および執行役員に対する株式報酬等の額および内容の決定の件	32,364	170	0	(注)2	可決 99.20

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。